

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

事務次長の職務権限規程

2022年5月19日制定

2025年12月25日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の定款第22条第2項の規定に基づき、事務次長の職務権限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 事務次長の所掌事務は、次の表に定めるとおりとする。

担当	所掌事務
佐藤 速水 事務次長	みどりの価値企画部、事業部、展示部、出展部、植物部の事務に関すること。
小池 政則 事務次長	監査課、総務部、財務部、整備部、交通対策室の事務に関すること。
栗本 尚幸 事務次長	財務部、機運醸成部、事業部の事務に関すること。
八山 幸司 事務次長	サステナビリティ推進部、環共創造部、国際部、国際出展工事推進部、事業部、テーマ催事部、運営部の事務に関すること。
千葉 信義 事務次長	総務部、財務部、総合企画調整室の事務に関すること。

ただし、組織改編があった場合には従前の事務を引き続き所掌する。また、重要事項及び各部・室にまたがる事項については、上記の規定にかかわらず、相互に連携するものとする。

(細則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、2023年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年1月1日から施行する。